

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月22日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	514,510	461,335	460,402	979,276	875,130
うち連結信託報酬	百万円	18,837	14,467	13,252	35,414	28,727
連結経常利益	百万円	37,035	75,779	114,793	114,402	152,314
連結中間純利益	百万円	86,390	85,593	81,778		
連結当期純利益	百万円				123,910	132,230
連結純資産額	百万円	2,483,000	2,143,716	1,858,586	2,178,084	2,271,897
連結総資産額	百万円	39,261,407	39,805,611	40,503,644	39,863,143	40,743,531
1株当たり純資産額	円	14,420.22	35.31	74.67	303.63	44.77
1株当たり中間純利益金額	円	7,585.43	78.87	58.00		
1株当たり当期純利益金額	円				76.27	88.32
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	3,916.22	36.08	26.47		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				53.83	52.94
自己資本比率	%	5.98	5.09	4.31	5.13	5.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	709,476	308,285	527,767	1,469,230	1,024,489
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	811,080	378,735	235,833	1,155,104	858,062
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	56,483	122,236	571,829	356,430	7,651
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	995,648	918,596	1,005,408		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				1,111,291	1,285,371
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,843 [15,185]	17,072 [14,985]	17,286 [13,697]	16,498 [15,701]	16,756 [14,384]
合算信託財産額	百万円	35,620,048	26,836,851	26,563,803	34,420,340	26,709,717

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 当社は平成21年1月4日を効力発生日として普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
(参考)
期間比較可能性の観点より平成20年度中間連結会計期間について1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

		平成20年度 中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	円	144.20
1株当たり中間純利益金額	円	75.85
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	39.16

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	52,332	21,987	16,775	185,577	39,048
経常利益	百万円	49,512	18,405	14,343	179,348	32,606
中間純利益	百万円	58,133	25,917	15,422		
当期純利益	百万円				174,105	34,979
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,399 優先株式 8,964	普通株式 1,214,957 優先株式 858,300	普通株式 1,214,957 優先株式 661,300	普通株式 1,139,957 優先株式 868,300	普通株式 1,214,957 優先株式 861,300
純資産額	百万円	1,943,637	1,613,847	1,242,604	1,804,588	1,697,902
総資産額	百万円	2,230,149	1,785,078	1,333,984	2,028,359	1,809,145
1株当たり配当額	円	普通株式 乙種第一回優先株式 丙種第一回優先株式 戊種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式 第4種優先株式 第5種優先株式 第9種優先株式	普通株式 丙種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式 第4種優先株式 第5種優先株式	普通株式 丙種第一回優先株式 己種第一回優先株式 第1種第一回優先株式 第2種第一回優先株式 第3種第一回優先株式 第4種優先株式 第5種優先株式 第6種優先株式	普通株式 10.00 丙種第一回優先株式 68.00 己種第一回優先株式 185.00 第1種第一回優先株式 31.90 第2種第一回優先株式 31.90 第3種第一回優先株式 31.90 第4種優先株式 992.50 第5種優先株式 918.75 第9種優先株式 325.50	普通株式 10.00 丙種第一回優先株式 68.00 己種第一回優先株式 185.00 第1種第一回優先株式 28.68 第2種第一回優先株式 28.68 第3種第一回優先株式 28.68 第4種優先株式 992.50 第5種優先株式 918.75 第6種優先株式 386.51
自己資本比率	%	87.15	90.40	93.14	88.96	93.85
従業員数	人	503	539	527	521	508

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	17,286 [13,697]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,995人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	527 [9]
---------	-------------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社リソナ銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他7社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員9人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。なお、記載事項のうち将来に関するものは、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(9) 公的資金に関する事項

当グループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円（平成22年9月末現在残高、総額約1兆6,852億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、第一部【企業情報】第4【提出会社の状況】をご覧ください）。当社は公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及びその他資本剰余金を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当四半期連結会計期間の経済環境ですが、昨年来の金融・財政対策を受けた回復基調が一服し、再び景気減速への不安が立ち込めました。米国では失業率が9%台と高水準で推移する一方、欧州でもギリシャなど比較的規模の小さい国の財政不安が経済に悪影響を及ぼすとの懸念が足かせとなりました。中国など新興国経済は高水準での成長を続けましたが、こうした懸念を払拭するには至りませんでした。この間、日本ではエコカー減税等により消費が支えられたものの、全般的には他の主要国同様、年末以降の景気に対し不安が残る状況となりました。

金融環境については、景気への配慮から主要国では低金利・緩和的な政策が継続されました。これを受け日米の長期金利は低下基調を続けた上に、米国株などリスク性が高い資産もこうした環境の中で価格が支えられました。しかし、多くの資金は安全性を求める傾向が強く、こうした逃避資金流入が円高を演出しました。9月に入り6年ぶりの円売り介入が実施されたものの円高基調は継続、日本株もこの影響で伸び悩む展開となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」（以下、健全化計画）を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」（平成16年11月公表）、「差別化戦略の徹底による持続的成長」（平成18年11月公表）を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、“平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画”を公表いたしました。

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する

「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取り組む、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は40兆5,036億円と前連結会計年度末比2,398億円の減少となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比2,348億円増加して9兆1,501億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比4,866億円減少して2兆7,768億円で、現金預け金は前連結会計年度末比2,592億円減少して1兆3,484億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金が前連結会計年度末比3,640億円増加して1兆4,836億円で、借入金も前連結会計年度末比2,815億円増加して9,051億円になりましたが、預金は前連結会計年度末比3,819億円減少して32兆5,736億円で、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比2,164億円減少して1,767億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,646億円増加して12兆9,059億円となりました。

純資産の部につきましては、第1種第一回優先株式の消却などにより株式資本合計が前連結会計年度末比3,872億円減少して1兆6,258億円で、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比117億円減少して1,216億円で、少数株主持分が前連結会計年度末比142億円減少して1,110億円となりました。以上の結果、純資産の部合計では前連結会計年度末比4,133億円減少して1兆8,585億円となりました。

当中間連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前中間連結会計期間比9億円減少し4,604億円となりました。内訳をみますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前中間連結会計期間比167億円増加して368億円で、その他経常収益が前中間連結会計期間比42億円増加して211億円となりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前中間連結会計期間比230億円減少して2,788億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比399億円減少して3,456億円となりました。内訳をみますと、金融派生商品費用の増加などによりその他業務費用が前中間連結会計期間比82億円増加して345億円となりましたが、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前中間連結会計期間比267億円減少して669億円で、預金金利の低下などにより資金調達費用が前中間連結会計期間比116億円減少して354億円で、営業経費が前中間連結会計期間比102億円減少して1,840億円となりました。

特別利益は、前中間連結会計期間比6億円増加して170億円で、特別損失は前中間連結会計期間比12億円減少して19億円となりました。なお、法人税等調整額は前中間連結会計期間比457億円増加して407億円となりました。

以上の結果により、連結経常利益は前中間連結会計期間比390億円増加して1,147億円で、連結中間純利益は前中間連結会計期間比38億円減少して817億円となりました。また1株当たり中間純利益は、58円0銭となっております。

当第2四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前年同四半期連結会計期間比81億円減少して2,387億円となりました。内訳をみますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前年同四半期連結会計期間比44億円増加して190億円になりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結会計期間比87億円減少して1,384億円で、特定取引収益が前年同四半期連結会計期間比61億円減少して124億円となりました。

経常費用は、前年同四半期連結会計期間比174億円減少して1,915億円になりました。内訳をみますと、営業経費が前年同四半期連結会計期間比60億円減少して923億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結会計期間比58億円減少して171億円に、与信費用の減少などによりその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比42億円減少して505億円となりました。

特別利益は、前年同四半期連結会計期間比30億円減少して94億円に、特別損失は前年同四半期連結会計期間比5億円増加して10億円となりました。なお、法人税等調整額は前年同四半期連結会計期間比87億円増加して248億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結会計期間比93億円増加して472億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比27億円減少して281億円となりました。なお、当社グループの事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

当社（単体の）経営成績につきましては、傘下銀行からの受取配当金の減少を主因として営業収益は前中間会計期間比52億円減少して167億円に、経常利益は前中間会計期間比40億円減少して143億円となりました。また税金費用を加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比104億円減少して154億円となっております。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、投資信託販売が順調に推移したことなどにより、業務粗利益が1,584億円、与信費用控除後業務純益は462億円となりました。

法人部門は、貸出金利回りは低下したものの、与信費用の減少などにより、業務粗利益が1,296億円、与信費用控除後業務純益は418億円となりました。

市場部門は、債券売却益の計上などにより、業務粗利益が412億円、与信費用控除後業務純益は368億円となりました。

(平成22年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成22年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、5,882億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額（平成22年9月30日現在）は、3,743億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,202億円、海外は22億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、1,213億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ90億円、123億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では308億円、19億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	123,088	2,387	1,318	124,157
	当第2四半期連結会計期間	120,258	2,288	1,228	121,317
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	146,418	2,857	2,097	147,178
	当第2四半期連結会計期間	137,721	2,767	2,029	138,459
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	23,330	470	779	23,021
	当第2四半期連結会計期間	17,463	478	800	17,142
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	9,774			9,774
	当第2四半期連結会計期間	9,040			9,040
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	30,003	77		30,080
	当第2四半期連結会計期間	30,795	36		30,831
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	43,810	92		43,902
	当第2四半期連結会計期間	45,109	74	11	45,173
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	13,806	14		13,821
	当第2四半期連結会計期間	14,314	38	11	14,341
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	18,399			18,399
	当第2四半期連結会計期間	12,357			12,357
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	18,583			18,583
	当第2四半期連結会計期間	12,443			12,443
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	184			184
	当第2四半期連結会計期間	86			86
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	4,353	187		4,166
	当第2四半期連結会計期間	1,838	108		1,946
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	14,538	44		14,582
	当第2四半期連結会計期間	18,957	43		19,000
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	18,891	142		18,749
	当第2四半期連結会計期間	17,118	64		17,053

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は451億円、役務取引等費用合計は143億円となり、役務取引等収支合計では308億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	43,810	92		43,902
	当第2四半期連結会計期間	45,109	74	11	45,173
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	7,443	26		7,470
	当第2四半期連結会計期間	8,573	11		8,585
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	8,965	63		9,028
	当第2四半期連結会計期間	8,775	60		8,835
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	4,936			4,936
	当第2四半期連結会計期間	4,867			4,867
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	6,357			6,357
	当第2四半期連結会計期間	7,872			7,872
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	3,306			3,306
	当第2四半期連結会計期間	2,487			2,487
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	870	0		870
	当第2四半期連結会計期間	843	0		843
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	3,452			3,452
	当第2四半期連結会計期間	3,229			3,229
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	13,806	14		13,821
	当第2四半期連結会計期間	14,314	38	11	14,341
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,060			2,060
	当第2四半期連結会計期間	2,047			2,047

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収益は124億円、特定取引費用は0億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	18,583			18,583
	当第2四半期連結会計期間	12,443			12,443
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	265			265
	当第2四半期連結会計期間	143			143
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	17,968			17,968
	当第2四半期連結会計期間	12,078			12,078
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	349			349
	当第2四半期連結会計期間	221			221
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	184			184
	当第2四半期連結会計期間	86			86
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	184			184
	当第2四半期連結会計期間	86			86
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	31,653,320	35,260	3,608	31,684,972
	平成22年9月30日	32,531,033	42,578		32,573,611
うち流動性預金	平成21年9月30日	18,257,638	19,732		18,277,370
	平成22年9月30日	18,832,916	23,860		18,856,777
うち定期性預金	平成21年9月30日	12,553,169	15,527		12,568,696
	平成22年9月30日	12,887,212	18,717		12,905,930
うちその他	平成21年9月30日	842,512		3,608	838,904
	平成22年9月30日	810,903			810,903
譲渡性預金	平成21年9月30日	805,800			805,800
	平成22年9月30日	1,483,610			1,483,610
総合計	平成21年9月30日	32,459,120	35,260	3,608	32,490,772
	平成22年9月30日	34,014,643	42,578		34,057,221

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	26,167,744	100.00	25,726,773	100.00
製造業	2,987,428	11.42	2,727,381	10.60
農業,林業	17,047	0.07	14,090	0.05
漁業	7,605	0.03	1,457	0.01
鉱業,採石業,砂利採取業	16,919	0.06	14,886	0.06
建設業	787,344	3.01	733,462	2.85
電気・ガス・熱供給・水道業	71,611	0.27	68,403	0.27
情報通信業	319,630	1.22	303,302	1.18
運輸業,郵便業	615,502	2.35	572,665	2.22
卸売業,小売業	2,647,814	10.12	2,570,802	9.99
金融業,保険業	641,399	2.45	678,747	2.64
不動産業	2,299,043	8.79	2,271,366	8.83
物品賃貸業	325,389	1.24	290,783	1.13
各種サービス業	1,731,678	6.62	1,654,433	6.43
国,地方公共団体	905,679	3.46	853,541	3.32
その他	12,793,647	48.89	12,971,448	50.42
海外及び特別国際金融取引勘定分	42,449	100.00	50,103	100.00
政府等				
金融機関				
その他	42,449	100.00	50,103	100.00
合計	26,210,194		25,776,877	

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,796,814	45.08	12,035,079	46.78

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	106,554	0.40	91,382	0.34	98,679	0.37
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	25,352,161	94.47	25,160,441	94.72	25,257,800	94.56
受託有価証券	853	0.00	1,707	0.01	1,200	0.01
金銭債権	300,357	1.12	292,029	1.10	303,756	1.14
有形固定資産	647,528	2.41	636,714	2.40	636,413	2.38
無形固定資産	3,481	0.01	3,371	0.01	3,471	0.01
その他債権	9,584	0.04	8,988	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	393,595	1.47	345,085	1.30	376,687	1.41
現金預け金	22,733	0.08	24,083	0.09	22,391	0.08
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	6,962,915	25.95	7,244,233	27.27	7,079,767	26.51
年金信託	3,481,271	12.97	3,803,881	14.32	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,022	0.00	1,036	0.00	1,074	0.00
投資信託	14,646,785	54.58	13,792,367	51.92	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	124,210	0.46	270,176	1.02	254,397	0.95
有価証券の信託	392,268	1.46	229,922	0.86	363,615	1.36
金銭債権の信託	324,436	1.21	314,969	1.19	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	114,337	0.43	123,938	0.47	125,955	0.47
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,940	0.01	2,866	0.01	2,892	0.01
包括信託	786,663	2.93	780,410	2.94	753,862	2.82
合計	26,836,851	100.00	26,563,803	100.00	26,709,717	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 1,874,688百万円

当中間連結会計期間末 1,668,202百万円

前連結会計年度 1,822,174百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	416	0.39	165	0.18
農業,林業				
漁業				
鉱業,採石業,砂利採取業				
建設業	8	0.01		
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業,郵便業	233	0.22	52	0.06
卸売業,小売業	233	0.22	159	0.17
金融業,保険業	25,505	23.94	22,174	24.27
不動産業	3,656	3.43	2,436	2.67
物品賃貸業				
各種サ - ビス業	545	0.51	196	0.21
国,地方公共団体				
その他	75,954	71.28	66,197	72.44
合計	106,554	100.00	91,382	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	64,388	60.42	56,415	61.73

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	106,554	22.27	91,382	21.91	98,679	21.59
有価証券						
その他	371,964	77.73	325,656	78.09	358,307	78.41
資産計	478,519	100.00	417,038	100.00	456,986	100.00
元本	477,959	99.88	416,618	99.90	456,479	99.89
債権償却準備金	321	0.07	278	0.07	301	0.07
その他	238	0.05	142	0.03	206	0.04
負債計	478,519	100.00	417,038	100.00	456,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末	貸出金106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は23,488百万円であります。
当中間連結会計期間末	貸出金91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万円、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は21,078百万円であります。
前連結会計年度	貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。 また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	1
危険債権	195	170
要管理債権	37	38
正常債権	830	703

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比4,749億円収入が増加して635億円の収入となりました。これは主として預金、譲渡性預金の増加によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比3,256億円収入が減少して2,758億円の収入となりました。これは主として有価証券の取得による支出が増加したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比2,948億円支出が増加して3,892億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出が増加したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間の期首残高に比べ499億円減少して1兆54億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

<新たな「経営の健全化のための計画」について>

当グループは、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に、りそな信託銀行株式会社と株式会社りそな銀行の合併（平成21年4月）により強化した「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱として加え、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度No.1への挑戦」、「個の重視」）に引き続き取組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

事業領域の選択と集中

当グループは、従来から取組んでまいりました「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネス）を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合し、「クロスセールス」を徹底推進してまいります。

（地域密着リレーションの徹底）

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーションにより、きめ細かな営業活動に取組み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

かける

（「リテール×信託」の発揮）

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

（金融商品・ローン提供力 1への挑戦）

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品（保険・投資信託）の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力におけるNo.1を目指してまいります。

（資産承継・事業承継ブランドの確立）

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、りそな銀行の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。こうした取組みを通じて、個人のお客さまや企業オーナーのお客さまとのリレーションシップを強化し、資産承継・事業承継分野における『りそな』のブランドを確立してまいります。

（総合力発揮による法人基盤の拡充）

法人のお客さまとのリレーションを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めております。引き続き、お客さまの成長をサポートする経営課題解決型ビジネスの展開により、法人のお客さま数の増加を図ってまいります。

りそなスタイルの確立

当グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としての「りそなスタイルを確立」し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。今後も「りそなスタイルの確立」に向けた取組みを継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

（新しい企業文化の創造）

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、オペレーション改革・ペーパーレス事務運営、及びマーケティングの強化に継続して取組み、新しい企業文化を創造してまいります。

（個の重視）

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、持続的な成長を支える人材の強化に向けた取組みを実施しております。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切に、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

（信頼度No.1への挑戦）

当グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指してまいります。

金融機関のビジネスを支えてくださるのは一人ひとりのお客さまであることを改めて認識し、一人でも多くのお客さまに、『りそな』のサービスに満足していただくことで、永続的に複数のサービスをご利用いただける「りそなファン」の増加を目指してまいります。

<「りそな資本再構築プラン」について>

当グループは、上記の新たな健全化計画の提出を機に、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制（パーゼル）を踏まえた将来的な資本の質の確保を実現するための、「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

本プラン策定の背景

当グループは、平成15年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取り組み、また、「真のリテールバンク」として飛躍すべく経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の返済に向け尽力してまいりましたが、残存する公的資金のうち、預金保険法優先株式が平成22年9月末時点で12,635億円（注入額ベース）に上り、現在も当社グループの資本の中核にあります。

これまで、預金保険法優先株式は、当社グループの再生と成長を支えてまいりましたが、一方でその証券としての特性から、当社の普通株主価値の評価を複雑なものとしてきました。当社グループは、このような複雑さを払拭し、ステークホルダーの皆様から、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクを抑えたマーケット運用、充実した店舗ネットワークとサービスなどにより、健全な資産から安定した収益を生み出す、日本で最もユニークな「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得るため、本プランを策定したものです。今後、当社グループの資本政策は、「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に大きく舵を切ってまいります。

本プランの諸施策・方針

本プランの具体的な諸施策・方針は以下のとおりです。

ア．キャピタル・エクステンジ（資本の交換）の実施と追加的な公的資金返済

当社は、預金保険法優先株式の取得・消却（以下「返済」）の原資とするための6,000億円を目処とする公募普通株式発行を実施し、預金保険法優先株式を返済することにより、資本の実質的な交換を行う方針です。なお、公募普通株式発行を実施する場合、発行予定額（6,000億円）を上限として、会社法第447条および第448条に基づき、株式の発行と同時に資本金および資本準備金の額を減少させることにより、預金保険法優先株式の返済原資を確保する予定です。

また、上記に加え、当社剰余金の一部（3,000億円程度）を併せて公的資金の返済原資とすることで、合計で時価総額9,000億円程度の預金保険法優先株式の返済を実施すべく検討・協議を進めてまいります。

なお、上記については、公募普通株式発行がなされること、預金保険法優先株式の返済について関係当局との間で合意が成立すること等を前提としています。

本プランが実現された場合、預金保険法優先株式の減少に伴う潜在株式の減少、および潜在株式の減少による株価純資産倍率（PBR）や株価収益率（PER）といった指標における株式評価（バリュエーション）の収斂が見込まれます。

イ．増配と中長期的な配当方針

業績が堅調であるとともに、本プランにより預金保険法優先株式の配当負担が減少する見込みであることから、自己資本増強とのバランスを図りつつ普通株主の要請にお応えするため、本プランが実施されることを条件として、増配を検討し、以後安定配当に努める方針です。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

ウ．今後の公的資金の返済方針

a．預金保険法に基づく優先株式（預金保険法優先株式）

上記ア．記載の預金保険法優先株式返済実施後は、今後の利益（剰余金）を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b．預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、預金保険機構が保有する普通株式に関しては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c．早期健全化法に基づく優先株式（丙種および己種優先株式）

仮に、一斉取得（一斉転換）となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加はほとんど生じない見込みです。

エ．自己資本規制強化（「バーゼル」）への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準（第二基準）の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準（第一基準）を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客様に対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	衆議院支店	東京都千代田区	新築	店舗		261	平成22年7月
	参議院支店	東京都千代田区	新築	店舗		286	平成22年7月
	上六支店	大阪市天王寺区	新築	店舗		742	平成22年8月
	赤門通支店	名古屋市中区	新築	店舗		622	平成22年9月

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	8,201,780,800

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当会社における標準と なる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	12,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	8,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	75,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	281,780,786	同左 (注)1		単元株式数 100株 議決権あり (注)2、12、13、14
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	275,000,000	同左 (注)1		単元株式数 100株 議決権あり (注)2、15、16、17
第4種優先株式	2,520,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、18
第5種優先株式	4,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、19
第6種優先株式	3,000,000	同左		単元株式数 100株 (注)2、20
計	1,876,258,477	同左 (注)1		

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。
- 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。
- 「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。
- 3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,667円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- 修正の頻度
1年に1度（平成27年1月1日までの毎年1月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- 引換価額の下限
1,667円
- 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
35,992,801株（平成22年10月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.96%）
- (4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- 引換価額
引換価額は1,667円とする。
- 引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額がかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,597円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
- 修正の頻度
1年に1度(平成26年7月1日までの毎年7月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- 引換価額の下限
3,597円
- 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
27,800,945株(平成22年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定、同日の普通株式の発行済株式総数の2.28%)
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- 引換価額
引換価額は3,597円とする。
- 引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（平成18年8月1日以降毎年8月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
280円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
535,714,285株（平成22年10月31日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数75,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の44.09%）
- (4) 当会社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率 = $\text{ユーロ円LIBOR(1年物)} + 0.50\%$
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は1,103円とする。

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 12 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（平成20年11月1日以降毎年11月1日）
 - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
200円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,817,807,860株（平成22年10月31日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数281,780,786株に基づき算定、同日の普通株式の発行済株式総数の231.92%）
 - (4) 当社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 13 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 14 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
第2種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
$$\text{配当年率} = \text{ユーロ円LIBOR}(1\text{年物}) + 0.50\%$$

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
非累積条項
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
第2種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
引換価額
引換価額は811円とする。
引換価額の修正
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額がかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 15 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記17(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
修正の頻度
1年に1度(平成23年5月1日以降毎年5月1日)
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
170円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
3,235,294,117株(平成22年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の266.28%)
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 16 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

17 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は1,117円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が170円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしてありません。

18 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第4種優先配当金

第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしてあります。

19 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当率を乗じて算出した額を支払う。

配当率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに關する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当率を乗じて算出した額を支払う。

配当率は年4.95% (払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。ただし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

丙種第一回優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

己種第一回優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第1種第一回優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第2種第一回優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第3種第一回優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年8月31日(注)	200,000	1,876,258		327,201		327,201

(注) 自己株式(第1種第一回優先株式200,000千株)の消却

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	1,135,043,286	60.49
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	3.15
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	40,804,500	2.17
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	20,000,000	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14,388,600	0.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,890,200	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,963,300	0.47
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,904,900	0.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7,488,195	0.39
SOCIETE GENERALE PARIS OMNIBUS BS SGSNP	17 COURS VALMY 92987 PARIS-LA DEFENSE CEDEX FRANCE	6,664,460	0.35
計		1,313,389,341	70.00

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が64,173,651株(3.42%)あります。

2 預金保険機構ほか3名から平成22年9月7日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成22年8月31日現在で1,142,820,186株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合60.90%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成22年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	11,350,432	63.71
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	3.10
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	408,045	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	143,886	0.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	128,902	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	89,633	0.50
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049	0.44
SOCIETE GENERALE PARIS OMNIBUS BS SGSNP	17 COURS VALMY 92987 PARIS-LA DEFENSE CEDEX FRANCE	66,644	0.37
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN.1040 BRUSSELS.BELGIUM	65,630	0.36
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	TAUNUSANLAGE 12.60262 FRANKFURT. GERMANY	60,451	0.33
計		12,945,091	72.66

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000		各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,173,600 (相互保有株式) 普通株式 4,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,701,100 第1種第一回優先株式 75,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,497,011 第1種第一回優先株式 750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,078,991 第2種第一回優先株式 86		(注) 3
発行済株式総数	1,876,258,477		
総株主の議決権		17,814,818	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場一 丁目5番65号	64,173,600		64,173,600	5.28
(相互保有株式) 株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町 2丁目2番1号	4,000		4,000	0.00
計		64,177,600		64,177,600	5.28

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,255	1,215	1,187	1,113	950	877
最低(円)	1,149	1,046	1,046	925	829	741

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)				前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)			
資産の部												
現金預け金	8	1,276,418			8	1,348,480			8	1,607,691		
コールローン及び買入手形	696,299				734,264				872,442			
債券貸借取引支払保証金	-				-				56,541			
買入金銭債権	360,157				437,000				419,212			
特定取引資産	8	521,863			8	602,660			8	522,796		
有価証券	1, 2, 8, 15	8,472,000			1, 2, 8, 15	9,150,157			1, 2, 8, 15	8,915,317		
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	26,210,194			3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	25,776,877			3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	26,263,548		
外国為替	7	59,564			7	63,990			7	61,269		
その他資産	8	1,204,802			8	1,532,653			8	1,086,792		
有形固定資産	10, 11	323,161			10, 11	319,596			10, 11, 12	322,297		
無形固定資産	56,318				47,631				50,467			
繰延税金資産	282,099				198,861				247,379			
支払承諾見返	806,794				722,301				760,305			
貸倒引当金	464,064				428,980				439,604			
投資損失引当金	-				1,851				2,925			
資産の部合計	39,805,611				40,503,644				40,743,531			

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
預金	8 31,684,972	8 32,573,611	8 32,955,610
譲渡性預金	805,800	1,483,610	1,119,590
コールマネー及び売渡手形	8 601,351	176,767	393,243
売現先勘定	8 121,974	8 24,998	8 132,976
債券貸借取引受入担保金	8 86,091	8 10,007	8 55,933
特定取引負債	160,554	247,966	154,402
借入金	8, 13 980,068	8, 13 905,126	8, 13 623,620
外国為替	3,103	1,806	3,085
社債	14 862,354	14 705,521	14 850,264
信託勘定借	393,595	345,085	376,687
その他負債	8 1,080,687	8 1,365,687	8 964,944
賞与引当金	7,550	8,067	12,412
退職給付引当金	8,368	11,055	9,821
その他の引当金	28,556	34,759	28,999
繰延税金負債	31	8	24
再評価に係る繰延税金負債	10 30,039	10 28,675	10 29,709
支払承諾	806,794	722,301	760,305
負債の部合計	37,661,894	38,645,057	38,471,633
純資産の部			
資本金	327,201	327,201	327,201
資本剰余金	325,709	223,810	400,709
利益剰余金	1,325,000	1,161,726	1,372,119
自己株式	86,834	86,846	86,840
株主資本合計	1,891,076	1,625,892	2,013,189
その他有価証券評価差額金	84,284	60,151	83,129
繰延ヘッジ損益	15,129	26,913	13,789
土地再評価差額金	10 40,754	10 38,626	10 40,271
為替換算調整勘定	4,042	4,082	3,807
評価・換算差額等合計	136,126	121,608	133,382
少数株主持分	116,513	111,085	125,326
純資産の部合計	2,143,716	1,858,586	2,271,897
負債及び純資産の部合計	39,805,611	40,503,644	40,743,531

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	461,335	460,402	875,130
資金運用収益	301,879	278,838	588,792
(うち貸出金利息)	261,138	238,318	509,771
(うち有価証券利息配当金)	27,269	28,456	55,104
信託報酬	14,467	13,252	28,727
役務取引等収益	80,635	84,628	165,671
特定取引収益	27,263	25,678	26,526
その他業務収益	20,191	36,899	39,747
その他経常収益	1 16,897	1 21,104	1 25,664
経常費用	385,556	345,609	722,815
資金調達費用	47,111	35,477	89,292
(うち預金利息)	28,171	21,188	52,865
役務取引等費用	23,431	24,370	49,270
特定取引費用	651	134	196
その他業務費用	26,310	34,597	32,306
営業経費	194,357	184,078	387,502
その他経常費用	2 93,693	2 66,951	2 164,245
経常利益	75,779	114,793	152,314
特別利益	16,450	17,055	28,719
固定資産処分益	0	829	76
償却債権取立益	11,772	16,225	23,974
その他の特別利益	3 4,678	-	3 4,667
特別損失	3,155	1,912	4,976
固定資産処分損	626	687	1,339
減損損失	2,529	629	3,636
その他の特別損失	-	4 595	-
税金等調整前中間純利益	89,074	129,936	176,057
法人税、住民税及び事業税	7,456	4,984	11,954
法人税等調整額	5,044	40,705	27,774
法人税等合計	2,412	45,689	39,728
少数株主損益調整前中間純利益		84,246	
少数株主利益	1,068	2,468	4,098
中間純利益	85,593	81,778	132,230

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
前期末残高	493,309	400,709	493,309
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	271,250	425,720	271,250
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	167,599	176,898	92,600
当中間期末残高	325,709	223,810	400,709
利益剰余金			
前期末残高	1,287,467	1,372,119	1,287,467
当中間期変動額			
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	85,593	81,778	132,230
土地再評価差額金の取崩	958	1,645	1,440
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	37,533	210,392	84,652
当中間期末残高	1,325,000	1,161,726	1,372,119
自己株式			
前期末残高	86,795	86,840	86,795
当中間期変動額			
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
自己株式の消却	271,250	425,720	271,250
当中間期変動額合計	39	5	45
当中間期末残高	86,834	86,846	86,840
株主資本合計			
前期末残高	2,021,182	2,013,189	2,021,182
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	85,593	81,778	132,230
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
土地再評価差額金の取崩	958	1,645	1,440
当中間期変動額合計	130,106	387,296	7,993
当中間期末残高	1,891,076	1,625,892	2,013,189

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	32,345	83,129	32,345
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	116,630	22,978	115,475
当中間期変動額合計	116,630	22,978	115,475
当中間期末残高	84,284	60,151	83,129
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	21,976	13,789	21,976
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,846	13,124	8,187
当中間期変動額合計	6,846	13,124	8,187
当中間期末残高	15,129	26,913	13,789
土地再評価差額金			
前期末残高	41,712	40,271	41,712
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	958	1,645	1,440
当中間期変動額合計	958	1,645	1,440
当中間期末残高	40,754	38,626	40,271
為替換算調整勘定			
前期末残高	4,363	3,807	4,363
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	320	274	555
当中間期変動額合計	320	274	555
当中間期末残高	4,042	4,082	3,807
評価・換算差額等合計			
前期末残高	26,980	133,382	26,980
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	109,145	11,774	106,402
当中間期変動額合計	109,145	11,774	106,402
当中間期末残高	136,126	121,608	133,382
少数株主持分			
前期末残高	129,921	125,326	129,921
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,408	14,240	4,595
当中間期変動額合計	13,408	14,240	4,595
当中間期末残高	116,513	111,085	125,326

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	2,178,084	2,271,897	2,178,084
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	85,593	81,778	132,230
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
土地再評価差額金の取崩	958	1,645	1,440
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	95,737	26,014	101,806
当中間期変動額合計	34,368	413,310	93,813
当中間期末残高	2,143,716	1,858,586	2,271,897

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	89,074	129,936	176,057
減価償却費	11,890	12,252	24,235
減損損失	2,529	629	3,636
のれん償却額	3,621	-	7,242
持分法による投資損益（は益）	244	214	90
貸倒引当金の増減（）	23,097	10,624	1,362
投資損失引当金の増減額（は減少）	-	1,074	2,925
賞与引当金の増減額（は減少）	4,853	4,345	8
退職給付引当金の増減額（は減少）	1,661	1,233	3,114
資金運用収益	301,879	278,838	588,792
資金調達費用	47,111	35,477	89,292
有価証券関係損益（）	14,637	19,952	19,190
為替差損益（は益）	39,847	53,544	55,004
固定資産処分損益（は益）	626	141	1,263
特定取引資産の純増（）減	2,296	79,863	3,228
特定取引負債の純増減（）	38,349	93,564	32,197
貸出金の純増（）減	299,060	486,670	245,706
預金の純増減（）	422,825	381,998	847,812
譲渡性預金の純増減（）	223,760	364,020	537,550
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	332,560	284,505	23,887
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	64,779	20,751	29,277
コールローン等の純増（）減	5,573	120,389	229,624
債券貸借取引支払保証金の純増（）減	245,111	56,541	188,570
コールマネー等の純増減（）	403,920	324,453	601,025
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	6,477	45,926	23,680
外国為替（資産）の純増（）減	19,023	2,720	17,318
外国為替（負債）の純増減（）	555	1,279	537
普通社債発行及び償還による増減（）	49,737	30,016	109,637
信託勘定借の純増減（）	47,717	31,602	30,810
資金運用による収入	311,437	286,414	601,668
資金調達による支出	53,828	44,825	90,520
その他	72,008	6,956	32,918
小計	278,869	532,505	1,001,705
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	29,416	4,737	22,783
営業活動によるキャッシュ・フロー	308,285	527,767	1,024,489

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	17,755,566	21,846,659	36,550,181
有価証券の売却による収入	14,757,466	19,567,188	30,653,401
有価証券の償還による収入	2,628,940	2,046,549	5,056,145
有形固定資産の取得による支出	4,240	4,716	10,932
有形固定資産の売却による収入	0	2,856	574
無形固定資産の取得による支出	5,336	970	7,115
無形固定資産の売却による収入	-	-	45
その他	-	81	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	378,735	235,833	858,062
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	5,000	1,000	11,000
劣後特約付借入金の返済による支出	5,000	4,000	11,000
劣後特約付社債の発行による収入	140,558	39,810	200,747
劣後特約付社債の償還による支出	45,309	137,550	50,320
株式の発行による収入	103,123	-	177,852
配当金の支払額	49,019	44,994	49,019
少数株主への配当金の支払額	300	369	313
自己株式の取得による支出	271,294	425,725	271,302
自己株式の売却による収入	5	0	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	122,236	571,829	7,651
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	68	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	192,694	279,963	174,080
現金及び現金同等物の期首残高	1,111,291	1,285,371	1,111,291
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 918,596	1 1,005,408	1 1,285,371

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 18社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそな信託銀行株式会社は、平成21年 4月1日付で連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 17社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年 4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 18社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、りそな信託銀行株式会社は、平成21年 4月 1日付で連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年 5月13日公表分)を適用しております。 これによる影響はありません。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 ミニター株式会社 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 14社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの間接決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の間接決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 13社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 14社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの間接決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の間接決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は3,437百万円、負債総額は3,453百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末で住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことにより譲渡資産としての住宅ローン債権の残高はありません。</p>		<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。当連結会計年度において、住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことに伴い、当該特別目的会社は清算されました。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>当中間連結 会計期間末 残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ロー ン債権)</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に 係る劣後債 権</td> <td>2,258百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬、分配 益及び事務委任手数料 などの損益取引は、重 要性が乏しいため記載 していません。</p>		当中間連結 会計期間末 残高	譲渡資産 (住宅ロー ン債権)	百万円	譲渡資産に 係る劣後債 権	2,258百万円		
	当中間連結 会計期間末 残高								
譲渡資産 (住宅ロー ン債権)	百万円								
譲渡資産に 係る劣後債 権	2,258百万円								
5 会計処理基準に関 する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 金利、通貨の価格、金融 商品市場における相場 その他の指標に係る短 期的な変動、市場間の 格差等を利用して利益 を得る等の目的(以下 「特定取引目的」)の 取引については、取引 の約定時点を基準と し、中間連結貸借対照 表上「特定取引資産」 及び「特定取引負債」 に計上するとともに、 当該取引からの損益を 中間連結損益計算書上 「特定取引収益」及び 「特定取引費用」に計 上しております。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有 価証券及び金銭債権等 については中間連結決 算日の時価により、ス ワップ・先物・オブ ション取引等の派生商 品については中間連結 決算日において決済し たものとみなした額に より行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費 用の計上基準 金利、通貨の価格、金融 商品市場における相場 その他の指標に係る短 期的な変動、市場間の 格差等を利用して利益 を得る等の目的(以下 「特定取引目的」とい う。)の取引について は、取引の約定時点を 基準とし、連結貸借対 照表上「特定取引資 産」及び「特定取引負 債」に計上するととも に、当該取引からの損 益を連結損益計算書上 「特定取引収益」及び 「特定取引費用」に計 上しております。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有 価証券及び金銭債権等 については連結決算日 の時価により、スワッ プ・先物・オプション 取引等の派生商品につ いては連結決算日にお いて決済したものとみ なした額により行っ ております。</p>						

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係 るリース資産は、リー ス期間を耐用年数とし た定額法によっており ます。なお、残存価額に ついては、リース契約 上に残価保証の取決め があるものは当該残価 保証額とし、それ以外 のものは零としており ます。 なお、所有権移転ファ イナンス・リース取引 に係るリース資産は、 自己所有の固定資産と 同一の方法により償却 しております。	リース資産 同左	リース資産 同左
	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交 付費は支出時に全額費 用として処理しており ます。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に 全額費用として処理し ております。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交 付費は支出時に全額費 用として処理しており ます。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある 債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る 債権については、下記 直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能 見込額及び保証による 回収可能見込額を控除 し、その残額を計上し ております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある 債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る 債権については、下記 直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能 見込額及び保証による 回収可能見込額を控除 し、その残額を計上し ております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」とい う。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある 債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る 債権については、下記 直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能 見込額及び保証による 回収可能見込額を控除 し、その残額を計上し ております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は484,372百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報) 主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上してはいましたが、前連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ36,669百万円増加しております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は470,750百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は485,117百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
		(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(9) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 10,963百万円</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 8,685百万円</p> <p>負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 5,081百万円</p> <p>信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>ポイント引当金 3,009百万円</p> <p>「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 714百万円</p> <p>将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(10) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 11,158百万円</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 13,169百万円</p> <p>負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 5,160百万円</p> <p>信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>ポイント引当金 4,023百万円</p> <p>「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 610百万円</p> <p>将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(10) その他の引当金の計上基準</p> <p>その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 11,092百万円</p> <p>一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 8,305百万円</p> <p>負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 5,000百万円</p> <p>信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>ポイント引当金 3,547百万円</p> <p>「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 632百万円</p> <p>将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は130百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は285百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(八)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(八)連結会社間取引等 同左	(八)連結会社間取引等 同左
		(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(14)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(16)連結納税制度の適用 同左	(15)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。		連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(連結の範囲に関する適用指針) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は825百万円減少、貸倒引当金は4,151百万円減少、繰延税金資産は498百万円減少、その他有価証券評価差額金は730百万円増加し、経常利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ2,095百万円増加しております。 (資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は29百万円減少し、税金等調整前中間純利益は543百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は256百万円増加、貸倒引当金は3,510百万円減少、繰延税金資産は362百万円減少、その他有価証券評価差額金は530百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,873百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,821百万円及び出資金5,481百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は58,805百万円、延滞債権額は454,846百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,082百万円及び出資金4,813百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は27,494百万円、延滞債権額は468,684百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,198百万円及び出資金4,768百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,908百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は50,418百万円、再貸付けに供している有価証券は5,985百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は35,324百万円、延滞債権額は466,511百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,737百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は187,987百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は726,377百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は181,202百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,586百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は256,615百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は766,380百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は181,240百万円あります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,700百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は188,583百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は704,120百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は201,266百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																								
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>223,819百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,817,406百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>244,439百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,887百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>160,433百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマ ネー及び売 渡手形</td> <td>200,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先 勘定</td> <td>121,974百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借 取引受入 担保金</td> <td>86,091百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>905,800百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券821,339百万円、その他資産189,227百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,298百万円、敷金保証金は22,316百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,019,761百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,803,806百万円あります。</p>	特定取引資産	223,819百万円	有価証券	5,817,406百万円	貸出金	244,439百万円	その他資産	3,887百万円	預金	160,433百万円	コールマ ネー及び売 渡手形	200,000百万円	売現先 勘定	121,974百万円	債券貸借 取引受入 担保金	86,091百万円	借入金	905,800百万円	その他負債	39百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>24,998百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,989,310百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>180,898百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,834百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>143,413百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先 勘定</td> <td>24,998百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借 取引受入 担保金</td> <td>10,007百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>833,000百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券802,091百万円、その他資産226,496百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,902百万円、敷金保証金は22,697百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,002,478百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,800,207百万円あります。</p>	特定取引資産	24,998百万円	有価証券	5,989,310百万円	貸出金	180,898百万円	その他資産	3,834百万円	預金	143,413百万円	売現先 勘定	24,998百万円	債券貸借 取引受入 担保金	10,007百万円	借入金	833,000百万円	その他負債	39百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>144,914百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,616,701百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>204,219百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,886百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>175,895百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先 勘定</td> <td>132,976百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借 取引受入 担保金</td> <td>55,933百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>550,400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,019,816百万円、その他資産189,800百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,651百万円、敷金保証金は22,963百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,821,708百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,623,747百万円あります。</p>	特定取引資産	144,914百万円	有価証券	5,616,701百万円	貸出金	204,219百万円	その他資産	3,886百万円	預金	175,895百万円	売現先 勘定	132,976百万円	債券貸借 取引受入 担保金	55,933百万円	借入金	550,400百万円	その他負債	39百万円
特定取引資産	223,819百万円																																																									
有価証券	5,817,406百万円																																																									
貸出金	244,439百万円																																																									
その他資産	3,887百万円																																																									
預金	160,433百万円																																																									
コールマ ネー及び売 渡手形	200,000百万円																																																									
売現先 勘定	121,974百万円																																																									
債券貸借 取引受入 担保金	86,091百万円																																																									
借入金	905,800百万円																																																									
その他負債	39百万円																																																									
特定取引資産	24,998百万円																																																									
有価証券	5,989,310百万円																																																									
貸出金	180,898百万円																																																									
その他資産	3,834百万円																																																									
預金	143,413百万円																																																									
売現先 勘定	24,998百万円																																																									
債券貸借 取引受入 担保金	10,007百万円																																																									
借入金	833,000百万円																																																									
その他負債	39百万円																																																									
特定取引資産	144,914百万円																																																									
有価証券	5,616,701百万円																																																									
貸出金	204,219百万円																																																									
その他資産	3,886百万円																																																									
預金	175,895百万円																																																									
売現先 勘定	132,976百万円																																																									
債券貸借 取引受入 担保金	55,933百万円																																																									
借入金	550,400百万円																																																									
その他負債	39百万円																																																									

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,243百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
11 有形固定資産の減価償却累計額 210,048百万円	11 有形固定資産の減価償却累計額 212,304百万円	11 有形固定資産の減価償却累計額 213,126百万円
		12 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。
14 社債には、劣後特約付社債690,166百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債623,249百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債737,976百万円が含まれております。
15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は325,528百万円であります。	15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は277,461百万円であります。	15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は298,524百万円であります。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託416,618百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託456,479百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 「その他経常収益」には、株式等売却益4,731百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 51,426百万円 貸出金償却 27,613百万円 株式等償却 2,531百万円を含んでおります。</p> <p>3 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,735百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 19,695百万円 貸出金償却 27,059百万円 株式等売却損 5,126百万円 株式等償却 3,282百万円を含んでおります。</p> <p>4 「その他の特別損失」は資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、株式等売却益9,007百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸出金償却 72,971百万円 株式等償却 4,590百万円を含んでおります。</p> <p>3 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,139,957	75,000		1,214,957	注 1
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000			12,000	
己種第一回優先株式	8,000			8,000	
第 1 種第一回優先株式	275,000			275,000	
第 2 種第一回優先株式	281,780			281,780	
第 3 種第一回優先株式	275,000			275,000	
第 4 種優先株式	2,520			2,520	
第 5 種優先株式	4,000			4,000	
第 9 種優先株式	10,000		10,000		注 2
合計	2,008,258	75,000	10,000	2,073,258	
自己株式					
普通株式	64,133	32	3	64,161	注 3
種類株式					
第 9 種優先株式		10,000	10,000		注 2
合計	64,133	10,032	10,003	64,161	

(注) 1 新株の発行による増加であります。

2 第 9 種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第 9 種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月 9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第 1 種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第 2 種第一回 優先株式	8,988	31.90		
	第 3 種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第 4 種 優先株式	2,501	992.50		
	第 5 種 優先株式	3,675	918.75		
	第 9 種 優先株式	3,255	325.50		

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,214,957	-	-	1,214,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	-	-	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	-	-	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	-	200,000	75,000	注1
第2種第一回優先株式	281,780	-	-	281,780	
第3種第一回優先株式	275,000	-	-	275,000	
第4種優先株式	2,520	-	-	2,520	
第5種優先株式	4,000	-	-	4,000	
第6種優先株式	3,000	-	-	3,000	
合計	2,076,258	-	200,000	1,876,258	
自己株式					
普通株式	64,168	5	0	64,173	注2
種類株式					
第1種第一回優先株式		200,000	200,000	-	注1
合計	64,168	200,005	200,000	64,173	

(注) 1 第1種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第1種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月 9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68		
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68		
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
第6種 優先株式	1,159	386.51			

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,139,957	75,000	-	1,214,957	注1
種類株式					
丙種第一回 優先株式	12,000	-	-	12,000	
己種第一回 優先株式	8,000	-	-	8,000	
第1種第一回 優先株式	275,000	-	-	275,000	
第2種第一回 優先株式	281,780	-	-	281,780	
第3種第一回 優先株式	275,000	-	-	275,000	
第4種 優先株式	2,520	-	-	2,520	
第5種 優先株式	4,000	-	-	4,000	
第6種 優先株式	-	3,000	-	3,000	注1
第9種 優先株式	10,000	-	10,000	-	注2
合計	2,008,258	78,000	10,000	2,076,258	
自己株式					
普通株式	64,133	40	4	64,168	注3
種類株式					
第9種 優先株式	-	10,000	10,000	-	注2
合計	64,133	10,040	10,004	64,168	

(注) 1 新株の発行による増加であります。

2 第9種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第9種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90		
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第9種 優先株式	3,255	325.50		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	利益剰余金	平成22年3月31日	平成22年6月9日
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	1,159	386.51			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1,276,418百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>357,822百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>918,596百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	1,276,418百万円	日本銀行以外の預け金	357,822百万円	現金及び現金同等物	918,596百万円	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1,348,480百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>343,071百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,005,408百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	1,348,480百万円	日本銀行以外の預け金	343,071百万円	現金及び現金同等物	1,005,408百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年 3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1,607,691百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>322,320百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,285,371百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	1,607,691百万円	日本銀行以外の預け金	322,320百万円	現金及び現金同等物	1,285,371百万円
現金預け金	1,276,418百万円																			
日本銀行以外の預け金	357,822百万円																			
現金及び現金同等物	918,596百万円																			
現金預け金	1,348,480百万円																			
日本銀行以外の預け金	343,071百万円																			
現金及び現金同等物	1,005,408百万円																			
現金預け金	1,607,691百万円																			
日本銀行以外の預け金	322,320百万円																			
現金及び現金同等物	1,285,371百万円																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、5,311百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、9,380百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,431百万円 無形固定資産 468百万円 合計 8,900百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,051百万円 無形固定資産 210百万円 合計 6,262百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,380百万円 無形固定資産 257百万円 合計 2,637百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,498百万円 1年超 1,526百万円 合計 3,025百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 4,082百万円 無形固定資産 401百万円 合計 4,484百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 2,970百万円 無形固定資産 234百万円 合計 3,205百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,112百万円 無形固定資産 166百万円 合計 1,279百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 942百万円 1年超 581百万円 合計 1,523百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,015百万円 無形固定資産 426百万円 合計 7,441百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,374百万円 無形固定資産 217百万円 合計 5,591百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 1,640百万円 無形固定資産 209百万円 合計 1,849百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,110百万円 1年超 1,046百万円 合計 2,157百万円

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																		
<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 922百万円 減価償却費相当額 831百万円 支払利息相当額 45百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,203百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,879百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,083百万円</td> </tr> </table>	1年内	2,203百万円	1年超	4,879百万円	合計	7,083百万円	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 656百万円 減価償却費相当額 570百万円 支払利息相当額 23百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 同左</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,993百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,647百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,641百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,993百万円	1年超	26,647百万円	合計	30,641百万円	<p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 1,806百万円 減価償却費相当額 1,601百万円 支払利息相当額 78百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,396百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,643百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,247百万円	1年超	4,396百万円	合計	5,643百万円
1年内	2,203百万円																			
1年超	4,879百万円																			
合計	7,083百万円																			
1年内	3,993百万円																			
1年超	26,647百万円																			
合計	30,641百万円																			
1年内	1,247百万円																			
1年超	4,396百万円																			
合計	5,643百万円																			
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>756百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>827百万円</td> </tr> </table>	1年内	71百万円	1年超	756百万円	合計	827百万円	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>646百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>707百万円</td> </tr> </table>	1年内	60百万円	1年超	646百万円	合計	707百万円	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>720百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>792百万円</td> </tr> </table>	1年内	71百万円	1年超	720百万円	合計	792百万円
1年内	71百万円																			
1年超	756百万円																			
合計	827百万円																			
1年内	60百万円																			
1年超	646百万円																			
合計	707百万円																			
1年内	71百万円																			
1年超	720百万円																			
合計	792百万円																			

[次へ](#)

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,348,480	1,348,480	
(2) コールローン及び買入手形	734,264	734,264	
(3) 買入金銭債権 (* 1)	436,949	438,637	1,688
(4) 特定取引資産 売買目的有価証券	343,581	343,581	
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	1,286,658	1,322,673	36,015
その他有価証券	7,753,083	7,753,083	
(6) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	25,776,877 365,017		
	25,411,860	25,836,277	424,417
(7) 外国為替 (* 1)	63,990	63,990	
資産計	37,378,867	37,840,988	462,120
(1) 預金	32,573,611	32,590,269	16,657
(2) 譲渡性預金	1,483,610	1,483,644	34
(3) コールマネー及び売渡手形	176,767	176,767	
(4) 売現先勘定	24,998	24,998	
(5) 債券貸借取引受入担保金	10,007	10,007	
(6) 借入金	905,126	907,516	2,390
(7) 外国為替	1,806	1,806	
(8) 社債	705,521	723,497	17,976
(9) 信託勘定借	345,085	345,085	
負債計	36,226,535	36,263,594	37,058
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	69,459	69,459	
ヘッジ会計が適用されているもの	(26,037)	(26,350)	313
デリバティブ取引計	43,421	43,108	313
	契約額等	時価	
その他 債務保証契約 (* 3)	722,301	20,730	

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(* 3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	82,426
組合出資金(*2)(*3)	27,988
合計	110,414

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(*2)当中間連結会計期間において、非上場株式について538百万円、組合出資金について605百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約40兆円を有する金融グループとして、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証・債権管理回収等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

当期の連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は73%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

- ・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

- ・株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

- ・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

()お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

- ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

- ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

()金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

() トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)のとおり適切に管理しております。

金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が85%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証(株)、債権管理回収等を行っているりそな債権回収(株)、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード(株)等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

市場リスクの管理

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,607,691	1,607,691	
(2) コールローン及び買入手形	872,442	872,442	
(3) 債券貸借取引支払保証金	56,541	56,541	
(4) 買入金銭債権（*1）	419,101	420,855	1,753
(5) 特定取引資産 売買目的有価証券	354,146	354,146	
(6) 有価証券 満期保有目的の債券	1,087,202	1,112,046	24,844
その他有価証券	7,703,831	7,703,831	
(7) 貸出金 貸倒引当金（*1）	26,263,548 381,379		
	25,882,168	26,250,087	367,918
(8) 外国為替（*1）	61,269	61,269	
資産計	38,044,396	38,438,913	394,516
(1) 預金	32,955,610	32,974,526	18,916
(2) 譲渡性預金	1,119,590	1,119,616	26
(3) コールマネー及び売渡手形	393,243	393,243	
(4) 売現先勘定	132,976	132,976	
(5) 債券貸借取引受入担保金	55,933	55,933	
(6) 借入金	623,620	625,108	1,488
(7) 外国為替	3,085	3,085	
(8) 社債	850,264	850,361	96
(9) 信託勘定借	376,687	376,687	
負債計	36,511,012	36,531,540	20,527
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	71,892	71,892	
ヘッジ会計が適用されているもの	(32,653)	(32,947)	294
デリバティブ取引計	39,239	38,944	294
	契約額等	時価	
その他 債務保証契約（*3）	760,305		20,972

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び (3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(7)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(6) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	94,880
組合出資金(*2)(*3)	29,402
合計	124,283

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について2,161百万円、組合出資金について6,588百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,162,000					
コールローン及び買入手形	872,442					
債券貸借取引支払保証金	56,541					
買入金銭債権	204,384	4,069	16,521	971		195,778
有価証券						
満期保有目的の債券	15,293	74,892	316,250	182,910	375,575	145,400
うち国債		30,000	260,000	120,000	284,600	145,400
地方債	5,273	38,890	55,785	62,700	90,975	
社債	10,020	6,002	465	210		
その他有価証券のうち満期があるもの	2,632,729	1,202,299	2,307,264	73,799	744,227	245,570
うち国債	2,369,900	629,361	1,838,300	50,000	659,700	185,100
地方債	17,858	1,032	46,712	6,600	74,131	
社債	237,204	484,571	379,789	7,761	4,785	37,253
貸出金(*1)	7,215,878	4,352,123	2,882,372	1,771,121	2,207,865	7,587,006
外国為替	61,269					
合計	12,220,540	5,633,385	5,522,407	2,028,801	3,327,668	8,173,755

(*1) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの247,180百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	29,716,335	2,367,808	871,453	12		
譲渡性預金	1,112,690	6,900				
コールマネー及び売渡手形	393,243					
売現先勘定	132,976					
債券貸借取引受入担保金	55,933					
借入金	565,842	3,869	1,817	14,057	13,032	25,000
外国為替	3,085					
社債(*2)	61,323	20,980	50,000	176,950	224,300	
信託勘定借	376,687					
合計	32,418,118	2,399,558	923,271	191,019	237,332	25,000

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債のうち、期間の定めのないもの316,944百万円は含めておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	683,400	696,731	13,331
地方債	238,997	247,937	8,939
合計	922,397	944,668	22,271

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	353,402	490,730	137,328
債券	6,463,911	6,450,173	13,737
国債	5,886,741	5,869,162	17,578
地方債	100,513	102,755	2,242
社債	476,656	478,255	1,599
その他	291,530	287,398	4,131
合計	7,108,843	7,228,303	119,459

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,508百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	21,670
その他有価証券	
非上場株式	67,192
非上場内国債券	333,574

当中間連結会計期間末

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	997,790	1,018,706	20,916
	地方債	275,371	290,290	14,919
	社債	11,567	11,801	234
	小計	1,284,728	1,320,798	36,070
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,930	1,874	55
合計		1,286,658	1,322,673	36,015

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	322,453	217,338	105,115
	債券	4,231,040	4,204,319	26,721
	国債	3,162,750	3,148,757	13,993
	地方債	127,723	122,015	5,708
	社債	940,566	933,547	7,019
	その他	108,681	104,702	3,979
	小計	4,662,176	4,526,360	135,816
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	116,695	139,701	23,006
	債券	2,946,960	2,959,270	12,309
	国債	2,774,031	2,784,929	10,898
	地方債	518	519	1
	社債	172,410	173,821	1,410
	その他	161,844	167,012	5,168
小計	3,225,500	3,265,985	40,485	
合計		7,887,676	7,792,345	95,330

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額63,320百万円)及び組合出資金(同23,197百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,217百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

前連結会計年度末

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	164

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	817,238	833,043	15,804
	地方債	239,271	248,288	9,017
	社債	12,520	12,730	210
	小計	1,069,029	1,094,061	25,032
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	地方債	13,995	13,885	109
	社債	4,177	4,098	78
	小計	18,172	17,984	187
合計		1,087,202	1,112,046	24,844

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	401,479	257,750	143,728
	債券	2,168,101	2,154,228	13,872
	国債	1,275,403	1,268,368	7,035
	地方債	109,193	106,895	2,297
	社債	783,503	778,964	4,539
	その他	84,021	78,966	5,055
	小計	2,653,601	2,490,945	162,656
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	73,113	86,786	13,673
	債券	4,877,914	4,900,897	22,982
	国債	4,466,726	4,487,346	20,620
	地方債	39,095	39,351	255
	社債	372,093	374,200	2,107
	その他	249,710	255,103	5,392
	小計	5,200,738	5,242,787	42,048
合計		7,854,340	7,733,733	120,607

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額75,659百万円)及び組合出資金(同24,657百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	19,639	6,970	120
債券	30,285,849	38,353	8,230
国債	29,753,577	35,227	8,143
地方債	161,069	828	81
社債	371,202	2,297	6
その他	447,644	4,051	2,010
合計	30,753,133	49,376	10,361

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,744百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	107,869
その他有価証券	107,869
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	23,546
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	84,323
()少数株主持分相当額	49
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	84,284

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額11,589百万円を除いております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	84,225
その他有価証券	84,225
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	24,010
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	60,215
()少数株主持分相当額	121
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	57
その他有価証券評価差額金	60,151

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額11,105百万円を除いております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	109,501
その他有価証券	109,501
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	26,234
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	83,267
()少数株主持分相当額	190
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	52
その他有価証券評価差額金	83,129

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額11,105百万円を除いております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	211,822	163	163
店頭	金利スワップ	19,301,427	21,990	21,879
	キャップ	55,352	322	607
	フロアー	73,238	831	894
	スワップション	653,300	95	171
	合計		23,077	23,045

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,908,432	3,496	48,051
	為替予約	1,699,113	38,333	38,333
	通貨オプション	2,847,952	93,991	98,962
	合計		52,161	108,680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	3,030	3	3
	株式指数オプション	1,850	19	3
	合計		22	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	95,925	303	303
店頭	債券店頭オプション	916,251	307	41
	合計		3	345

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	116,757	9,337	971	971
	買建	76,011	34,223	89	89
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	14,967,067	9,085,310	221,053	221,053
	受取変動・支払固定	11,429,565	8,465,391	213,144	213,144
	受取変動・支払変動	2,618,000	1,837,000	3,102	3,102
	キャップ				
	売建	102,400	95,531	1,484	1,661
	買建	2,585	285	3	2
	フロアー				
	売建	9,000	9,000	465	256
	買建	73,864	73,262	2,061	1,857
スワップション	売建	5,395,000	875,000	5,710	231
	買建	1,074,000	403,000	11,866	1,133
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	106,900	86,500	2,051	2,051
	受取変動・支払固定	15,000		69	69
	合計			21,344	16,736

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,681,849	2,369,687	9,259	49,118
	売建	562,157	233,285	22,794	22,794
	買建	1,004,646	565,254	75,153	75,153
	通貨オプション				
	売建	1,492,732	1,219,509	94,089	11,739
	買建	1,550,969	1,254,827	204,566	99,487
	合計			48,857	107,986

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数オプション				
	売建	1,875		29	4
	買建				
	合計			29	4

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	92,087		713	713
	買建	12,905		2	2
	債券先物オプション				
	売建	3,612		2	0
	買建				
	合計			713	710

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,714,057	1,579,057	98,722
	受取変動・支払固定		1,215,000	1,010,000	62,983
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	37,293	26,893	313
	合計				35,426

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社 債等	284,332	212,458	61,776

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	201,905	89,511	302	302
	買建	54,802	34,097	8	8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,766,944	5,612,403	141,171	141,134
	受取変動・支払固定	7,582,317	5,700,326	123,031	123,031
	受取変動・支払変動	2,145,000	1,097,000	1,058	1,058
	キャップ				
	売建	71,933	63,739	724	937
	買建	2,700	1,800	5	4
	フロアー				
	売建	9,000	9,000	438	211
	買建	74,726	74,490	1,610	1,407
	スワップション				
売建	215,000		789	94	
買建	3,300	2,300	46	20	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	104,400	93,500	2,047	2,047
	受取変動・支払固定	25,000		151	151
	合計			21,933	22,802

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,933,122	2,717,249	8,351	34,754
	売建	571,863	259,878	1,152	1,152
	買建	1,135,327	601,962	17,075	17,075
	通貨オプション				
	売建	1,627,359	1,334,474	92,475	11,863
	買建	1,693,574	1,382,516	168,882	66,758
	合計			49,827	95,147

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	2,977		16	16
	買建				
	株式指数オプション				
	売建	6,600		101	37
	買建	2,625		2	24
	合計			115	78

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	53,813		250	250
	買建	321		0	0
	債券先物オプション				
	売建	6,825		4	2
	買建				
	合計			246	253

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,732,856	1,524,856	66,640
	受取変動・支払固定		1,215,000	1,070,000	46,457
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	35,062	24,156	294
	合計				19,888

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社債等	421,882	284,332	52,836

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

記載すべき重要な事項はありません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行（当社の連結子会社）を存続会社、りそな信託銀行株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向け貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内のある一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	158,459	129,614	41,286	329,359	2,809	326,550
経費	97,461	72,050	4,479	173,991		173,991
実勢業務純益	60,997	57,550	36,806	155,354	2,809	152,545
与信費用	14,792	15,733		30,525		30,525
与信費用控除後業務純益(計)	46,205	41,817	36,806	124,829	2,809	122,020

(注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額14百万円を除いております。

4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6 減価償却費は、経費に含まれております。

4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	124,829
「その他」の区分の利益	2,809
与信費用以外の臨時損益	1,645
与信費用以外の特別損益	1,126
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	7,397
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	129,936

(注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当グループでは、減損損失を事業セグメント別に配分していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	35.31	74.67	44.77
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	78.87	58.00	88.32
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	36.08	26.47	52.94

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,143,716	1,858,586	2,271,897
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	2,103,074	1,772,647	2,220,374
うち少数株主持分	百万円	116,513	111,085	125,326
うち優先株式	百万円	1,986,561	1,661,561	2,061,561
うち優先配当額	百万円			33,487
普通株式に係る(中間)期末の 純資産額	百万円	40,641	85,939	51,523
1株当たり純資産額の算定に用い られた(中間)期末の普通株式の数	千株	1,150,795	1,150,784	1,150,789

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	85,593	81,778	132,230
普通株主に帰属しない金額	百万円		15,032	33,487
うち優先配当額	百万円			33,487
うち配当優先株式に係る 消却差額	百万円	-	15,032	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	85,593	66,745	98,743
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	1,085,234	1,150,786	1,117,924
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円			24,671
うち優先配当額	百万円			24,671
普通株式増加数	千株	1,286,866	1,370,636	1,213,170
うち優先株式	千株	1,286,866	1,370,636	1,213,170
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません	己種第一回優先株式 (発行済株式総数 8,000千株) なお、上記優先株式の概要は、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 重要な新株の発行</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)募集等の方法 第三者割当</p> <p>(2)発行する株式の種類 第6種優先株式</p> <p>(3)発行する株式の数 3,000,000株</p> <p>(4)発行価額 1株につき金25,000円</p> <p>(5)発行価額の総額 75,000百万円</p> <p>(6)発行価額のうち資本金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(7)発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(8)申込期日 平成21年10月30日</p> <p>(9)払込期日 平成21年12月 8日</p> <p>(10)資金の用途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11)その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。</p> <p>2 重要な資本金及び準備金の減少</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)目的 第6種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p> <p>(2)資本金及び準備金の減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。</p> <p>(3)減少する資本金の額 37,500百万円</p> <p>(4)減少する資本準備金の額 37,500百万円</p> <p>(5)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(6)法定公告掲載日 平成21年11月 6日</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(7)債権者異議申述最終期日 平成21年12月 7日</p> <p>(8)効力発生日 平成21年12月 8日</p> <p>(9)その他重要な事項 同時に第 6 種優先株式の発行により 資本金及び資本準備金を増額する予 定となっておりますので、効力発生 日後の資本金の額及び資本準備金の 額が同日前を下回ることはありません。</p>		

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	246,884	238,745
資金運用収益	147,178	138,459
(うち貸出金利息)	127,399	118,339
(うち有価証券利息配当金)	13,466	13,958
信託報酬	9,774	9,040
役務取引等収益	43,902	45,173
特定取引収益	18,583	12,443
その他業務収益	14,582	19,000
その他経常収益	12,862	14,627
経常費用	209,000	191,545
資金調達費用	23,021	17,142
(うち預金利息)	13,704	9,985
役務取引等費用	13,821	14,341
特定取引費用	184	86
その他業務費用	18,749	17,053
営業経費	98,440	92,393
その他経常費用	1	50,528
経常利益	37,884	47,200
特別利益	12,502	9,407
固定資産処分益	-	129
償却債権取立益	7,824	9,278
その他の特別利益	2	-
特別損失	446	1,011
固定資産処分損	313	418
減損損失	132	592
税金等調整前四半期純利益	49,940	55,596
法人税、住民税及び事業税	2,782	1,627
法人税等調整額	16,118	24,892
法人税等合計	18,900	26,520
少数株主損益調整前四半期純利益		29,076
少数株主利益	158	957
四半期純利益	30,881	28,118

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
<p>1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額31,005百万円、貸出金償却13,916百万円、株式等償却1,697百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>	<p>1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額19,130百万円、貸出金償却16,511百万円、株式等売却損2,854百万円、株式等償却2,830百万円を含んでおります。</p>

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	643	266	371
有価証券	533,900	116,200	558,700
前払費用	-	6	7
繰延税金資産	15,916	56	82
未収収益	20	6	20
未収入金	24,029	10,340	38,890
未収還付法人税等	3,809	2,716	6,539
流動資産合計	578,319	129,593	604,611
固定資産			
有形固定資産			
工具、器具及び備品（純額）	6	7	6
リース資産（純額）	-	8	-
有形固定資産合計	6	15	6
無形固定資産			
商標権	36	24	30
ソフトウェア	6	6	5
無形固定資産合計	42	30	35
投資その他の資産			
関係会社株式	1,106,704	1,119,003	1,119,003
関係会社長期貸付金	2 100,000	2 89,500	2 89,500
その他	4	1	4
投資損失引当金	-	4,159	4,016
投資その他の資産合計	1,206,709	1,204,345	1,204,491
固定資産合計	1,206,758	1,204,391	1,204,534
資産合計	1,785,078	1,333,984	1,809,145

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
1年内償還予定の社債	90,000	30,000	60,000
未払金	233	10,583	375
未払費用	576	334	385
未払法人税等	9	14	16
未払消費税等	15	25	0
賞与引当金	196	187	279
その他	198	227	184
流動負債合計	91,231	41,373	61,242
固定負債			
社債	80,000	50,000	50,000
リース債務	-	6	-
固定負債合計	80,000	50,006	50,000
負債合計	171,231	91,380	111,242
純資産の部			
株主資本			
資本金	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
資本準備金	327,201	327,201	327,201
その他資本剰余金	101,898	-	176,898
資本剰余金合計	429,100	327,201	504,099
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	944,379	675,048	953,442
利益剰余金合計	944,379	675,048	953,442
自己株式	86,834	86,846	86,840
株主資本合計	1,613,847	1,242,604	1,697,902
純資産合計	1,613,847	1,242,604	1,697,902
負債純資産合計	1,785,078	1,333,984	1,809,145

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益			
関係会社受取配当金	18,632	13,463	32,077
関係会社受入手数料	2,366	2,169	4,733
関係会社貸付金利息	988	1,143	2,238
営業収益合計	21,987	16,775	39,048
営業費用			
社債利息	1,253	634	2,070
販売費及び一般管理費	2,268 ^{1, 2}	2,091 ^{1, 2}	4,295 ^{1, 2}
営業費用合計	3,521	2,725	6,366
営業利益	18,465	14,050	32,681
営業外収益			
有価証券利息	396	111	598
受取手数料	58	56	115
その他	18	159 ³	18
営業外収益合計	473	326	732
営業外費用			
株式交付費	526	-	797
その他	7	34	9
営業外費用合計	533	34	807
経常利益	18,405	14,343	32,606
特別損失			
関係会社株式評価損	360	-	360
投資損失引当金繰入額	-	142	4,016
固定資産除却損	-	0	0
特別損失合計	360	142	4,377
税引前中間純利益	18,044	14,200	28,229
法人税、住民税及び事業税	26,698	68	41,410
過年度法人税等	-	1,317	-
法人税等調整額	18,826	26	34,660
法人税等合計	7,872	1,222	6,749
中間純利益	25,917	15,422	34,979

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
その他資本剰余金			
前期末残高	269,498	176,898	269,498
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	271,250	425,720	271,250
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	167,599	176,898	92,600
当中間期末残高	101,898	-	176,898
資本剰余金合計			
前期末残高	596,700	504,099	596,700
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
自己株式の処分	0	0	0
自己株式の消却	271,250	425,720	271,250
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	167,599	176,898	92,600
当中間期末残高	429,100	327,201	504,099
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	967,482	953,442	967,482
当中間期変動額			
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	25,917	15,422	34,979
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	23,102	278,393	14,039
当中間期末残高	944,379	675,048	953,442

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	967,482	953,442	967,482
当中間期変動額			
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	25,917	15,422	34,979
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	248,821	-
当中間期変動額合計	23,102	278,393	14,039
当中間期末残高	944,379	675,048	953,442
自己株式			
前期末残高	86,795	86,840	86,795
当中間期変動額			
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
自己株式の消却	271,250	425,720	271,250
当中間期変動額合計	39	5	45
当中間期末残高	86,834	86,846	86,840
株主資本合計			
前期末残高	1,804,588	1,697,902	1,804,588
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	25,917	15,422	34,979
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
当中間期変動額合計	190,741	455,297	106,685
当中間期末残高	1,613,847	1,242,604	1,697,902
純資産合計			
前期末残高	1,804,588	1,697,902	1,804,588
当中間期変動額			
新株の発行	103,650	-	178,650
剰余金の配当	49,019	44,994	49,019
中間純利益	25,917	15,422	34,979
自己株式の取得	271,294	425,725	271,302
自己株式の処分	5	0	6
当中間期変動額合計	190,741	455,297	106,685
当中間期末残高	1,613,847	1,242,604	1,697,902

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却 原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価 法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は次 のとおりであります。 工具、器具及び 備品： 2年～20年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウ エアについては、社 内における利用可能 期間(5年)に基づく 定額法により償却し ております。	(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係るリー ス資産は、リース期間を耐 用年数とした定額法によ っております。なお、残存価額 については、リース契約上 に残価保証の取決めがある ものは当該残価保証額と し、それ以外のものは零と しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	株式交付費は支出時に一括 費用処理しております。		株式交付費は支出時に一括 費用処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
4 引当金の計上基準	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 同左	(1) 投資損失引当金 同左 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
5 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。		所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(金融商品に関する会計基準) 前事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3月10日)を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。	(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3月10日)を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は42百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は37百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は35百万円であります。
2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	2 同左	2 同左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,346百万円 業務委託料 260百万円 賞与引当金繰入額 196百万円 支払手数料 156百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,277百万円 業務委託料 225百万円 賞与引当金繰入額 187百万円 支払手数料 127百万円	1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 2,989百万円 業務委託料 446百万円 賞与引当金繰入額 279百万円 支払手数料 306百万円
2 減価償却実施額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 7百万円	2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 6百万円	2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 14百万円
	3 営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て152百万円を含んでおります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,133	32	3	64,161	注1
種類株式					
第9種優先株式		10,000	10,000		注2
合計	64,133	10,032	10,003	64,161	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,168	5	0	64,173	注1
種類株式					
第1種第一回優先株式		200,000	200,000		注2
合計	64,168	200,005	200,000	64,173	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,133	40	4	64,168	注1
種類株式					
第9種優先株式		10,000	10,000		注2
合計	64,133	10,040	10,004	64,168	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 (ア)有形固定資産 車両であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本と なる重要な事項「2 固定資産の 減価償却の方法」に記載のとおり であります。	
1 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 ・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法に よっております。 リース資産に配分された減損損失は ありませんので減損損失累計額相当 額等減損会計に係る項目の記載は省 略しております。		1 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 ・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利 息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法に よっております。 リース資産に配分された減損損失は ありませんので、減損損失累計額相 当額等減損会計に係る項目の記載は 省略しております。
	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過 リース料 1年内 3百万円 1年超 20百万円 合計 24百万円	

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,119,003
関連会社株式	
合計	1,119,003

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,119,003
関連会社株式	
合計	1,119,003

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 重要な新株の発行</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)募集等の方法 第三者割当</p> <p>(2)発行する株式の種類 第6種優先株式</p> <p>(3)発行する株式の数 3,000,000株</p> <p>(4)発行価額 1株につき金25,000円</p> <p>(5)発行価額の総額 75,000百万円</p> <p>(6)発行価額のうち資本金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(7)発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき金12,500円</p> <p>(8)申込期日 平成21年10月30日</p> <p>(9)払込期日 平成21年12月8日</p> <p>(10)資金の用途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11)その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。</p> <p>2 重要な資本金及び準備金の減少</p> <p>当社は、平成21年10月30日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1)目的 第6種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p> <p>(2)資本金及び準備金の減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。</p> <p>(3)減少する資本金の額 37,500百万円</p> <p>(4)減少する資本準備金の額 37,500百万円</p> <p>(5)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(6)法定公告掲載日 平成21年11月6日</p>		

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(7)債権者異議申述最終期日 平成21年12月 7日</p> <p>(8)効力発生日 平成21年12月 8日</p> <p>(9)その他重要な事項</p> <p>同時に第 6 種優先株式の発行により 資本金及び資本準備金を増額する予 定となっておりますので、効力発生 日後の資本金の額及び資本準備金の 額が同日前を下回ることはありません。</p>		

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 澤 茂
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 あ や 子
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

1. 重要な株式の発行
2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 澤 茂
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 あ や 子
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 澤 茂
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 あ や 子
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

1. 重要な株式の発行
2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 澤 茂
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 あ や 子
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。